

2021年1月15日

公民館総合補償制度ご加入の皆様へ

エコー総合補償サービス株式会社

緊急事態宣言再発出にともなう弊社業務体制と新型コロナウイルス対応について

東京都におきまして2021年1月7日に新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が再発出されました。発出を受けまして弊社の業務体制と公民館総合補償制度のご加入手続き等について改めてご案内します。ご加入の皆様にはご不便をおかけいたしますが何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 緊急事態宣言再発出後の弊社業務体制について

感染拡大防止の観点から従来に引き続き出社人数の制限と営業時間の短縮を実施しますので電話が繋がりにくくなります。ご加入の皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、公民館補償制度に関するお問い合わせや連絡は出来る限りFAXのご利用をお願いいたします。

営業時間/電話受付時間

【営業時間】 平日/10:00~16:00

【電 話】 0120-636-717(通話料無料/受付時間・平日10:00~15:30)

【F A X】 0120-226-916(通話料無料/受付時間・24時間)

2. 2021年度の公民館総合補償制度のご継続について

2021年度公民館総合補償制度のご継続に関しましては例年と同様の予定で、以下の通り進めてまいります。尚、今後状況が大きく変化した場合は予定を変更する可能性もあります。その場合は別途ご連絡します。

(1) 2021年度契約の始期と申し込み締め切り

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 契約始期 | 2021年 5月 1日 土曜日 |
| ② 申込書提出締切日 | 2021年 4月15日 木曜日 |
| ③ 掛金払込み締切日 ※ | 2021年 4月15日 木曜日 |

※ 会計上、掛金の払込みが間に合わない場合は、着金期限を4月30日まで延期する措置があります。

(2) 2021年度契約のご継続手続き書類の送付について

下記の予定でお送りしますので早めのお手続きをお願いします。

- ① 一括契約(複数館を一契約でご契約)の公民館
2月下旬から3月上旬に、ご継続書類一式をご登録いただいている住所にお送りします。
- ② 個別契約(一括契約以外)の公民館
3月上旬に、ご継続書類一式をご登録いただいている住所にお送りします。

3. 公民館総合補償制度の変更手続き

補償期間の途中でご加入内容に変更が生じた場合は、公民館総合補償制度の手引き巻末の「変更依頼書」（水色）に必要事項を記載してFAX または郵送にて弊社あてお送りください。

4. 事故が起きたら

（1）保険

① 傷害（けが）事故の場合（行事傷害補償、職員災害補償）

公民館総合補償制度の手引き巻末の、「保険」事故報告書/事故証明書（黄色）に必要事項をご記入のうえ、郵送またはFAXで損保ジャパンの保険金サービス拠点（手引き29ページ）あてお送りください。

② 賠償事故の場合（賠償責任補償）

電話にて損保ジャパンの保険金サービス拠点（手引き29ページ）あて事故報告をしてください。

（注）保険会社も体制を縮小して対応していますので、電話が繋がりにくい場合があります。その場合は、手引き29ページ下段に記載の事故サポートセンターへ事故報告をしてください。

（2）見舞金制度（行事傷害補償/疾病・特定傷害・特定災害、職員災害補償/疾病・特定傷害・業務外のけが）

公民館総合補償制度の手引き・巻末の、「見舞金制度」事故報告書（緑色）に必要事項をご記入のうえ、郵送またはFAXで弊社あてお送りください。（送付先は、「見舞金制度」事故報告者下段に記載。）

以上